

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十一月二十日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

第十三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成二十七年 十一月十一日	指定の年月日
日高市大字高萩字梨ノ木二千三百三十八番一から 二千三百四十番三まで 日高市大字高萩字堀之内二百十九番 日高市大字高萩字堀之内二百二十七番三から 二百二十五番一まで 日高市大字高萩字王神二千四百三十六番三から 二千四百三十六番四まで 日高市大字高萩字梨ノ木二千三百四十番三から 字王神二千四百三十六番五まで 日高市大字高萩字西新宿二千三百十五番七から 二千三百十二番三まで 日高市大字高萩字西新宿二千三百十二番四から 二千三百十二番一まで 日高市大字高萩字上宿六番一から 六番五まで	指定に係る道路の位置
八・九九 二十四・八五 百四十・七二 三十・〇 百七十四・四五 十四・〇 八十六・一六 四十七・一五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
十八・〇 十六・〇 十六・〇 十三・〇 十三・〇 十三・〇 十三・〇 九・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

日高市大字高萩字王神二千四百三十五番三から 二千四百四十一番まで	七十七・〇	九・〇	
日高市大字高萩字王神二千四百三十五番四から 二千四百三十五番二まで	三十九・三四	九・〇	
日高市大字高萩字下宿七十番一から 字六郎ヶ谷戸百四十九番一まで	百六十三・二七	五・〇 〽 六・〇	
日高市大字高萩字六郎ヶ谷戸百三十番二	六・四八	六・〇	
日高市大字高萩字六郎ヶ谷戸百四十九番一から 百五十一番二まで	十・四	六・〇	
日高市大字高萩字上宿十二番から 五十二番四まで	五十三・〇八	六・〇	
日高市大字高萩字上宿十四番一から 十四番二まで	二十・六五	六・〇	
日高市大字高萩字拾石二千三百六十番一から 字王神二千四百二十七番七まで	二十七・〇	六・〇	